

核物質防護に関する不適合情報

2026年3月9日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ 1件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	2025年6月12日、社内からの通報を受け、「本社の情報管理責任者である社員(以下、当該社員)が、情報保護区域内で管理されるべき原子力規制委員会作成の核物質防護秘密が含まれる文書(以下、当該文書A)を情報保護区域外の自席で保管していること」をその上司が確認し、原子力規制庁に報告した。また、柏崎刈羽原子力発電所作成の核物質防護秘密が含まれる文書(以下、当該文書B)についても無断複製していた。 調査の中で、当該社員が以下4つの行為を行っていることを確認した。 ①定められた手順を取らずに当該文書Aを情報保護区域から持ち出して複製(2回) ②定められた手順を取らずに当該文書Aをスマートフォンで撮影し、メール本文に転記し、社内関係者に送付 ③定められた手順を取らずに当該文書Bを持ち出し、セキュリティ管理部の共用フォルダに保存 ④発電所使用パソコンと本社使用パソコンそれぞれに③で保存していたデータを格納 当該社員は、核物質防護の運用等にかかる原子力規制庁や社内外からの問い合わせ対応が頻繁に発生し、時間をかけず、正確に回答しなければならないと考え、行ったもの。 なお、社外への核物質防護情報の漏洩がないこと、当該社員以外で同様の複写行為等が無いことを確認している。	2025/6/12	【2026年2月24日公表済】 URL: https://www.tepco.co.jp/press/release/2026/pdf1/26x0801.pdf

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 2件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	マニュアルで作成が定められている、核物質防護に関する活動計画について、期日までに作成されていないことを確認した。 調査の結果、計画作成の進捗を確認する仕組みが不十分であったことから、速やかに計画を作成し、定期的を実施する会議の中で確認することとした。	2025/10/30	
2	車両点検実施時に、立入制限区域の境界門扉を開放して作業が行われており、車両点検を実施する警備員が立入制限区域に再入域する際に必要な点検を受けていなかったことから、原子力規制庁の検査官より指摘を受けた。 対策として、車両点検時は門扉を閉鎖すること、車両点検は警備員2名体制とし、立入制限区域内外に1名ずつ配置すること、警備員は車両点検中に立入制限区域に再入域する場合でも点検を受けることとし、警備員への手順に反映した。	2026/1/15	

4. 公表区分その他 4件

NO.	不適合内容	発見日	備考
1	核物質防護上の設備に錆を確認したことから、当該設備を交換・修理し、正常な状態に復旧した。 なお、設備の機能は維持できていたこと及び現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認した。	2024/4/17	
2	核物質防護上の扉が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2025/12/26	
3	核物質防護上の扉が、正常に動作しないことを確認した。 障壁機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を調整し、正常な状態に復旧した。	2026/1/15	
4	核物質防護上の障壁の一部に破損を確認した。 侵入検知機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2026/2/8	